

第7期決算公告

東京都千代田区神田司町 2-7 日本振興ビル

日本振興銀行株式会社

代表執行役社長 西野 達也

貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,742	預 渡 性 預 金	402,422
コーポレートローン	—	コーポレートマネー	—
買現先勘定	—	売現先勘定	—
債券貸借取引支払保証金	—	債券貸借取引受入担保金	—
買入手形	—	売渡手形	—
買入金銭債権	—	コマースナル・ペーパー	—
商品有価証券	—	借 用 金	9,050
金銭の信託	—	外 国 為 替	—
有価証券	48,920	短 期 社 債	—
貸出金	313,419	社 債	—
外国為替	—	新株予約権付社債	—
その他資産	6,557	その他の負債	9,293
有形固定資産	4,119	賞 与 引 当 金	320
無形固定資産	191	役 員 賞 与 引 当 金	—
繰延税金資産	2,283	退 職 給 付 引 当 金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	特 別 法 上 の 引 当 金	—
支払承諾見返	—	繰 延 税 金 負 債	—
貸倒引当金	△3,389	再評価に係る繰延税金負債	—
		負 の の れ ん	—
		支 払 承 諾	—
		負債の部合計	421,085
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,444
		新 株 式 申 込 証 拠 金	—
		資 本 剰 余 金	9,964
		資 本 準 備 金	9,964
		そ の 他 資 本 剰 余 金	—
		利 益 剰 余 金	△1,355
		利 益 準 備 金	—
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,355
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,355
		自 己 株 式	—
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—
		株 主 資 本 合 計	21,053
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△293
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—
		土 地 再 評 価 差 額 金	—
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△293
		新 株 予 約 権	—
		純資産の部合計	20,759
資産の部合計	441,844	負債及び純資産の部合計	441,844

損益計算書(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	26,265
資 金 運 用 収 益	16,842
貸 出 金 利 息	16,518
有 価 証 券 利 息 配 当 金	292
役 務 取 引 等 収 益	9,089
そ の 他 業 務 収 益	153
そ の 他 経 常 収 益	179
経 常 費 用	23,342
資 金 調 達 費 用	3,483
預 金 利 息	3,331
役 務 取 引 等 費 用	43
そ の 他 業 務 費 用	1
営 業 経 費	16,993
そ の 他 経 常 費 用	2,821
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,713
そ の 他 の 経 常 費 用	108
経 常 利 益	2,922
特 別 利 益	0
特 別 損 失	598
税 引 前 当 期 純 利 益	2,324
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,513
法 人 税 等 調 整 額	△581
当 期 純 利 益	1,392

決算公告(写)

株主資本等変動計算書（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

決算公告(写)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	5,765
当期変動額	
新株の発行	6,679
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	6,679
当期末残高	12,444
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	3,285
当期変動額	
新株の発行	6,679
剰余金の配当	—
当期純利益	—
自己資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	6,679
当期末残高	9,964
その他資本剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
自己資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
資本剰余金合計	
前期末残高	3,285
当期変動額	
新株の発行	6,679
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	6,679
当期末残高	9,964
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—

決算公告(写)

決算公告(写)

その他利益剰余金	
任意積立金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
繰越利益剰余金	
前期末残高	△2,748
当期変動額	
新株の発行	—
剰余金の配当	—
当期純利益	1,392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	1,392
当期末残高	△1,355
利益剰余金合計	
前期末残高	△2,748
当期変動額	
新株の発行	—
剰余金の配当	—
当期純利益	1,392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	1,392
当期末残高	△1,355
自己株式	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
株主資本合計	
前期末残高	6,301
当期変動額	
新株の発行	13,358
剰余金の配当	—
当期純利益	1,392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	14,751
当期末残高	21,053
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△529
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	236

決算公告(写)

当期変動額合計	236
当期末残高	△293
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
土地再評価差額金	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△529
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	236
当期変動額合計	236
当期末残高	△293
純資産合計	
前期末残高	5,771
当期変動額	
新株の発行	13,358
剰余金の配当	—
当期純利益	1,392
自己株式の処分	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	236
当期変動額合計	14,987
当期末残高	20,759

決算公告(写)

重要な会計方針

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：2年～18年
その他：2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
4. 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は予め定めている償却引当基準に則り次のとおり計上しております。
 - ① 破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を引き当てております。
 - ② 破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認める額を引き当てております。
 - ③ 上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始す

る事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額(親会社株式を除く)

該当ありません。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は317百万円、延滞債権額は14,591百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は、該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,908百万円であります。

なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産

該当ありません。

7. 担保等として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたものの時価額は13,647百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,473百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)はありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受

けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 202百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金9,050百万円が含まれております。
11. 1株当たりの純資産額 120,019円 82銭
1株当たりの純資産額は、次の数式により算出しております。

$$1 \text{株当たり純資産額} = \frac{\text{貸借対照表の純資産の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$
12. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権
該当ありません。
13. 取締役及び執行役に対する金銭債務
該当ありません。
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
なお当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計上額はありません。

決算公告(写)

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
該当ありません。
関係会社との取引による費用
該当ありません。
2. 1株当たり当期純利益金額 9,935円 22銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 9,504円 7銭

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式	—	—	—	—
普通株式	114,400	58,568	—	172,968
合計	114,400	58,568	—	172,968

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）
該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	731	689	△42	14	△57
債券					
国債	39,998	39,999	1	1	—
社債	445	419	△25	—	△25
その他	1,900	1,471	△428	—	△428
合計	43,075	42,580	△495	15	△511

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注) 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(注) 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、101百万円（うち、株式101百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下の通りであります。

- i) 時価の下落率が、取得原価の50%以上の場合

時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、時価の下落が一時的なものであり、時価が一年以内に取得価額の水準まで回復することの合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと認め減損処理を行うこととする。

- ii) 時価の下落率が30%以上50%未満の場合

個別銘柄ごとに、以下に掲げる時価下落を総合的に勘案して検討し、時価が「著しく下落した」と判断される場合には、「回復の可能性」を判定し、回復可能性がないと判断する場合は減損会計を適用するものとする。

- ・ 証券の取得時点、期末日、期末日以降の市場価格の推移や市場環境の動向
- ・ 中期的（過去3年間程度）な期間における最高値、最安値との乖離状況
- ・ 発行会社の業況推移

- iii) 時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、発行体（会社）の業績の悪化ではなく、経済全体の動きや、当該有価証券の一時的な下落など有価証券市場の要因とみなして原則として減損処理は行わないこととする。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
株式	4	3	△0
債券			
国債	48,567	48,573	5
社債	1,910	2,057	146
その他	—	—	—
合計	50,482	50,634	151

7. 時価評価されていない主な有価証券の主な内容と貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

内容	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	150
社債	6,190

8. その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債	39,999	—	—	—
社債	419	6,190	—	—
その他	—	—	—	1,471
合計	40,419	6,190	—	1,471

決算公告(写)

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	1,379百万円
前受手数料	440
賞与引当金	130
未払費用	75
未収利息過少計上	31
未払事業税	24
有価証券評価差額金	208
繰延税金資産小計	2,289
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	2,289
繰延税金負債	6
繰延税金負債合計	6
繰延税金資産の純額	2,283百万円

(ストック・オプション関係)

当行の新株予約権等に関する事項

- 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。
- 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年7月5日	平成17年9月26日	平成17年11月8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年7月5日	平成17年10月3日	平成17年11月9日
権利行使期間	平成19年7月1日 ～平成27年6月26日	平成19年10月4日 ～平成27年6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月7日	平成18年1月10日
権利行使期間	平成19年12月8日 ～平成27年6月26日	平成20年1月11日 ～平成27年6月26日

決算公告(写)

(その他の事項)

貸借対照表の貸出金 313,419 百万円には、株式会社 S F C G からの買取債権 93,050 百万円が含まれております。当該債権につきましては、新聞紙上等で株式会社 S F C G による「二重譲渡問題」が報道されております。

当行は、株式会社 S F C G から譲り受けた全ての債権について、第三者に対する対抗要件としての登記を具備しております。また、債務者への対抗要件として債権譲渡通知を実施済みであり、さらに現在、登記事項証明書の書面交付も実施中です。加えて、譲受債権に係る金銭消費貸借契約書も、当行が管理しております。

貸金業法は、貸金業者から債権を譲り受けた者に、債務者への書面交付を義務付けております。そこで、当行は、平成21年2月23日に株式会社 S F C G が民事再生手続を開始して以来、債務者との面談を通じて、当行以外から書面交付を受けておられるかどうか、確認してまいりました。この調査の過程において、当行以外からの貸金業法に基づく書面交付は、確認されておりません。また、当行は、他の金融機関への譲渡に関する債務者からの問い合わせも受けておりません。

従いまして、現時点において、二重譲渡による具体的損害は発生していないとの判断をいたしております。

ただし、一部の債権については、当行に先行する登記があることを確認いたしましたので、譲渡要件の具備、契約書との突合、登記内容の精査等を行い、二重譲渡の全容の解明を進めてまいります。また、当該債権について、適宜、担保等の保全措置によって対応する所存です。

今後の見込みにつきましては、株式会社 S F C G の保有データに確認できない部分もあることから、破産管財人からは、基本的に当事者双方での協議による解決を打診されております。そのため、金融機関相互において個別債権の突合作業を実施することとなりますが、譲渡要件の具備や契約書との突合のほか、登記事項証明書を取得した貸出債権に関する登記の優劣の調査に関しましては、東京法務局における事務的な態勢の問題もあり、全貌を完全に把握するには約2年を要する可能性が否定できません。このため、現時点において二重譲渡による損害額を合理的に推定することは困難であり、最終的な確定は司法手続もしくは関係者間の和解に拠る可能性が高いと考えております。

もともと、その場合におきましても、担保の保全措置により、損失をカバーし得るとみられることから、当行の経営に対する影響は、現時点では、軽微であると見込まれます。